

浜田市教育委員会告示第 5 号

浜田市文化財保護条例（平成 17 年浜田市条例第 114 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の文化財を令和 8 年 4 月 23 日に浜田市指定文化財に指定したので、同条第 3 項の規定により告示します。

令和 8 年 5 月 1 日

浜田市教育委員会

教育長 久 佐 日佐志

- 1 種 別 有形民俗文化財
- 2 名 称 波佐の諸職用具
- 3 員 数 686 点 附 8 点
- 4 所有者 西中国山地民具を守る会
- 5 所在地 浜田市金城町波佐イ 426 番地 1（浜田市金城民俗資料館）
浜田市金城町波佐イ 438 番地 1（浜田市金城歴史民俗資料館）
- 6 概 要 波佐の諸職用具は、江戸時代以降の波佐地域の生業基盤であった、鉄穴流し用具、たたら製鉄用具、鍛冶屋用具、炭焼き用具、屋根葺き用具、紺屋用具、養蚕用具を、住民の自発的な意志によって網羅的に収集・整理したものである。
波佐の諸職用具は、質量ともよく備わり、中国山地の分水嶺に近い高地にあり、ほとんどが山地で農地が少ない波佐地域の生産生活の特色を示すものとして重要であり、今後も保存継承されるべきものである。